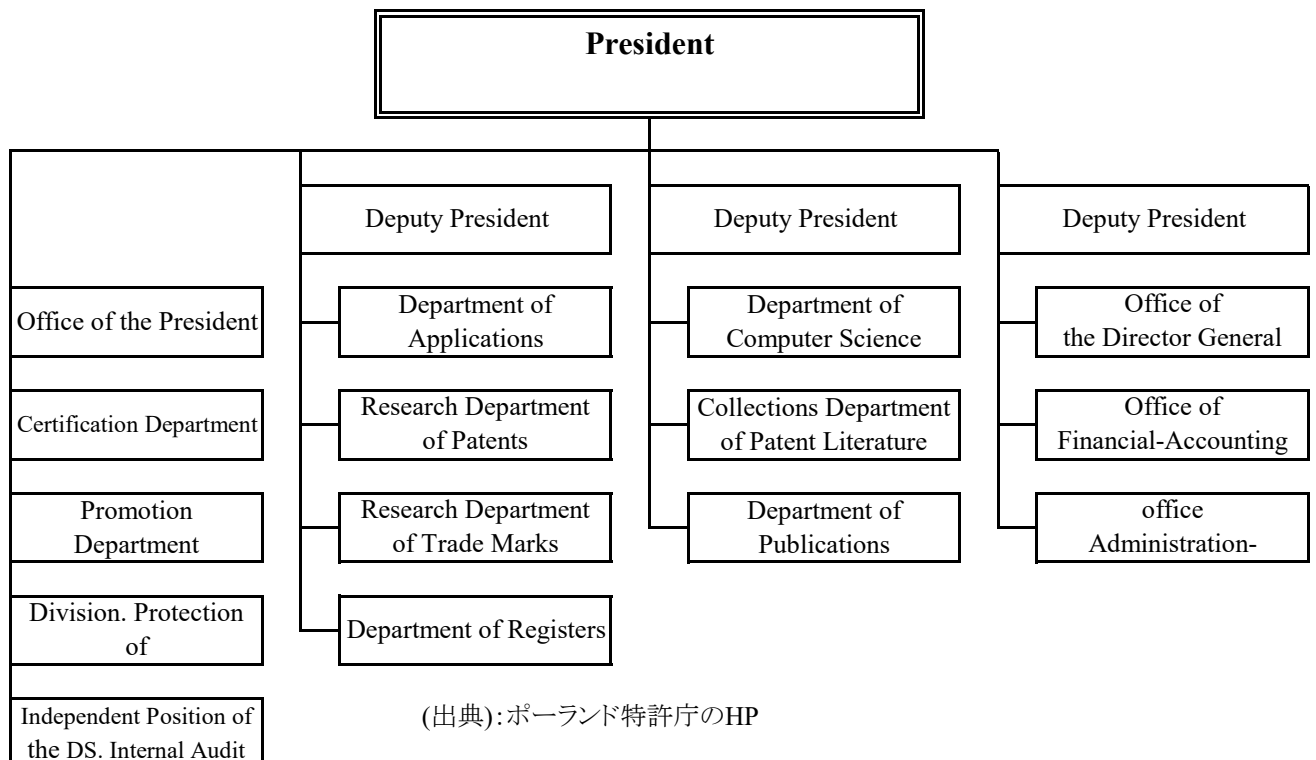


①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)				
②名称	Council of Ministers, through the Minister of Economy / Patent Office of the Republic of Poland (PPO)				
③所在地	A1. Niepodległości 188/192, 00-950 Warszawa				
④連絡先	(電話)(48 22) 579 01 40 (FAX)(48 22) 579 00 01 (E-mail)Contact.Center@uprp.gov.p (internet)http://www.uprp.gov.pl				
⑤組織の長	President: Mrs. Edyta Demby Siwek				
⑥沿革	(1) 発明活動に関する特許法は1972年に制定され、1972年10月19日に施行された。 この特許法は、1984年、1992年及び2004年に改正が行なわれた。更に、最新の改正は2007年に 行なわれている。 (2) 意匠法は、1963年に制定、施行された。この意匠法は、1973年、1984年及び1993年に改正が 行なわれている。更に、最新の改正は、2007年に行なわれている。 (3) 商標法は、1962年に制定、施行された。この商標法は、1985年、1994年及び2000年に改正が行な われている。更に、最新の改正は、2007年に2000年6月30日に行なわれている。				
⑦所管	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路のトポグラフィ、地理的表示				
⑩加盟条約	WIPO 1975/3/23	ベルヌ 1920/1/28	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1928/12/10
	ナイロビ(オリンピック) 1996/11/22	パリ 1919/11/10	PLT	レコード保護	ローマ 1997/6/13
	シンガポール 2009/7/2	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2004/3/23	WPPT(演奏及びレコード) 2003/10/21
	ブタペスト 1993/9/22	ヘーグ ロンドンアクト		ジュネーブアクト 2009/7/2	リスボン
	マドリッド(標章) 1991/3/18	マドプロ 1997/3/4	PCT 1990/12/25	ロカルノ 2014/1/22	ニース 1997/3/4
	ストラスブール 1997/12/4	ウィーン 1997/3/4	WTO 1995/7/1		

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	4,041	4,322	3,999	4,098
		(内 外国出願)	117	115	112	88
		(内 日本から)	10	6	7	7
		(内 PCTルート)	43	53	53	40
	実用新案	全数	1,008	1,022	911	870
		(内 外国出願)	55	79	56	77
	意匠	全数	1,040	1,151	1,068	1,060
		(内 外国出願)	69	70	63	72
		(内 日本から)		2	2	2
	商標	全数	17,127	16,105	16,579	16,217
		(内 外国出願)	3,388	3,294	3,283	2,676
		(内 日本から)	31	20	23	34
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,904	2,980	3,042	2,308
		(内 外国出願)	109	74	95	48
		(内 日本から)	2	7	10	4
		(内 PCTルート)	55	34	42	23
	実用新案	全数	810	816	654	552
		(内 外国出願)	34	47	51	19
	意匠	全数	874	998	984	849
		(内 外国出願)	59	49	50	60
		(内 日本から)		1	2	1
商標	全数	17,472	14,125	13,343	9,418	
	(内 外国出願)	3,638	3,655	3,449	2,860	
	(内 日本から)	35	21	32	32	
出典:WIPO IP Statistics						

## ⑫ 組 織

<組織図> ポーランド特許庁は、経済省閣僚会議(Council of Ministers, through the Minister of Economy)の下部組織である。



①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2011年2月1日施行(2011年知財改正法) (注)2011年知財改正法はポーランド語につき、本件は2007年改正法(2007年6月29日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポーランド国内のみ (工業所有権法第63条)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポーランドに非居住の出願人は、ポーランド在住の特許代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第236条)
	⑦出願言語	ポーランド語 (工業所有権法第35条(4))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (工業所有権法第63条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第25条、第15条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 公又は公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (工業所有権法第15条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神的行為、事業又は遊技のための計画、規則及び方法。 (4) 一般に承認及び認識されている科学原則に基づき、実施不可能であることが証明された創造物 (5) コンピュータプログラム (6) 情報の提供 (7) その実施が公の秩序若しくは道徳に反する発明 (8) 微生物学的方法を除き、植物若しくは動物品種、植物若しくは動物を生成する本質的に生物学的方法、並びに、これによって生成された産物 (9) 人体若しくは動物体に適用する外科的、治療的及び診断的方法による、人体又は動物体の処置方法 (工業所有権法第28条、第29条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (工業所有権法第48条、第49条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (工業所有権法第48条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (工業所有権法第43条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、付与の公告日から6月以内に、異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第246条)
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、特許の無効審判を請求することができる。 (工業所有権法第89条)
	⑱実施義務	有。3年。特許付与から3年以内に発明を適切に実施しなければならない。 (工業所有権法第68条(1)、第82条)

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
⑱費用 単位 PLN (ポーランド・ ズロチ)		[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料(電子出願でない出願) 550 PLN
		20頁を超える明細書、クレーム及び図面の各頁につき 25 PLN
		優先権主張料 100 PLN
		電子出願料 500 PLN
		明細書、クレーム及び図面の20頁を超える各頁につき 25 PLN
		優先権主張料 100 PLN
		早期公開手数料 60 PLN
		公告料
		- 特許の付与及び一件書類の印刷物 90 PLN
		- 訂正及び訂正された特許の1件書類の印刷物 90 PLN
		- 10頁を超える特許の一件書類又は訂正
		された1件書類の各頁につき 10 PLN
		[特許権維持に掛かる費用]
		1-3年次 480 PLN 12年次 800 PLN
		4年次 250 PLN 13年次 900 PLN
		5年次 300 PLN 14年次 950 PLN
		6年次 350 PLN 15年次 1,050 PLN
		7年次 400 PLN 16年次 1,150 PLN
		8年次 450 PLN 17年次 1,250 PLN
9年次 550 PLN 18年次 1,350 PLN		
10年次 650 PLN 19年次 1,450 PLN		
11年次 750 PLN 20年次 1,550 PLN		
⑳料金減免措置の有無	出願を電子出願により行なう場合には、出願料が減額される。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	有。出願料が、国際予備審査が行われている場合は350PLNに減額される。	

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)</p>	
<b>実用新案制度</b>	<b>②最新実用新案法の施行年月日</b>	2011年2月1日施行(2011年知財改正法) (注)2011年知財改正法はポーランド語につき、本件は2007年改正法(2007年6月29日施行)により解析した。
	<b>③地理的効力の範囲</b>	ポーランド国内のみ。 (工業所有権法第95条)
	<b>④他国制度との関係</b>	無。
	<b>⑤出願人資格</b>	考案者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第8条)
	<b>⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格</b>	要。ポーランドに非居住の出願人は、ポーランド在住の特許代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第236条)
	<b>⑦出願言語</b>	ポーランド語 (工業所有権法第35条(4)、第100条)
	<b>⑧実用新案権の存続期間及び起算日</b>	出願日から10年。 (工業所有権法第95条)
	<b>⑨新規性の判断基準</b>	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第25条、第15条)
	<b>⑩グレースピリオド</b>	有。次のケースが規定されている。 (1) 公又は公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (工業所有権法第15条)
	<b>⑪不登録対象</b>	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神的行為、事業又は遊技のための計画、規則及び方法。 (4) 一般に承認及び認識されている科学原則に基づき、実施不可能であることが証明された創造物 (5) コンピュータプログラム (6) 情報の提供 (7) その実施が公の秩序若しくは道徳に反する発明 (8) 微生物学的方法を除き、植物若しくは動物品種、植物若しくは動物を生成する本質的に生物学的方法、並びに、これによって生成された産物 (9) 人体若しくは動物体に適用する外科的、治療的及び診断的方法による、人体又は動物体の処置方法 (工業所有権法第100条、第28条、第29条)
	<b>⑫実体審査の有無及び審査事項</b>	有。 (工業所有権法第100条、第48条、第49条)
	<b>⑬審査請求制度の有無</b>	無。 (工業所有権法第100条、第48条)
	<b>⑭優先審査制度・早期審査制度の有無</b>	無。
	<b>⑮出願公開制度の有無</b>	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (工業所有権法第100条、第43条)
	<b>⑯異議申立制度の有無</b>	有。何人も、登録の公告日から6月以内に異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第246条)
	<b>⑰無効審判制度の有無</b>	有。何人も、実用新案の無効審判を請求することができる。 (工業所有権法第100条、第89条)
	<b>⑱実施義務</b>	有。3年。特許付与から3年以内に発明を適切に実施しなければならない。 (工業所有権法第100条、第68条(1))

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
⑱費用 単位 PLN (ポーランド・ ズロチ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料(電子出願でない出願)	550 PLN
	20頁を超える明細書、クレーム及び図面の各頁につき	25 PLN
	優先権主張料	100 PLN
	電子出願料	500 PLN
	20頁を超える明細書、クレーム及び図面の各頁につき	25 PLN
	優先権主張料	100 PLN
	早期公開手数料	60 PLN
	公告料	70 PLN
	[実用新案権の維持に掛かる費用]	
	1年－3年次	250 PLN(毎年)
	4年－5年次	300 PLN(毎年)
	6年－8年次	900 PLN(毎年)
	9年－10年次	1,100 PLN(毎年)
	⑳料金減免措置	
	の有無	
	㉑PCTにおける	
国内料金減額		
措置の有無		

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2011年2月1日施行(2011年知財改正法) (注)2011年知財改正法はポーランド語につき、本件は2007年改正法(2007年6月29日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポーランド国内のみ。 (工業所有権法第105条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (工業所有権法第8条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポーランドに非居住の出願人は、ポーランド在住の特許代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第236条)
	⑦出願言語	ポーランド語 (工業所有権法第35条(4), 第118条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から25年。この期間は、5年ずつ更新される。 (工業所有権法第105条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (工業所有権法第15条)
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 公又は公認の内外国の博覧会における展示による意匠の開示。期間は開示日から6月。 (工業所有権法第15条)
	⑪不登録対象	(1)使用が公の秩序若しくは道徳に反する意匠。 (2)複合製品の構成部分を構成する製品であって、複合製品の元の外観を回復するためにその修理の目的で使用されるもの (3)製品の技術的機能によってのみ決められるもの (4)製品が他の製品と機械的に結合し又は相互作用することを可能とするために元通りの形態及び寸法で必然的に複製されなければならないもの (工業所有権法第106条, 第106の1条, 第107条)
	⑫実体審査の有無	無。 (工業所有権法第110条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第102条(1))
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第108条(4)、(5))
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。 (工業所有権法第108条(4)、(5))
	⑱意匠分類	有。国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
②①異議申立制度の有無	有。何人も、登録の公告日から6か月以内に異議申立を行うことができる。 (工業所有権法第246条)	
②②無効審判制度の有無	有。何人も、意匠の無効審判を請求することができる。 (工業所有権法第117条、第89条)	
②③登録表示義務	無。 (工業所有権法第118条、第73条)	
②④費用 単位 PLN (ポーランド・ズロチ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 300 PLN 優先権主張料 100 PLN 公告料 70 PLN  [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 1年－5年次 400 PLN(毎年) 6年－10年次 1,000 PLN(毎年) 11年－15年次 2,000 PLN(毎年) 16年－20年次 3,000 PLN(毎年) 21年－25年次 4,000 PLN(毎年)	
②⑤料金減免措置の有無	無。	



①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2011年2月1日施行(2011年知財改正法) (注)2011年知財改正法はポーランド語につき、本件は2007年改正法(2007年6月29日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ポーランド国内のみ。 (工業所有権法第153条)
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、団体保証商標 (工業所有権法第120条、第136条、第137条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標、音の商標 (工業所有権法第120条)
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (工業所有権法第123条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ポーランドに非居住の出願人は、ポーランド在住の特許代理人を選任しなければならない。 (工業所有権法第236条)
	⑪出願言語	ポーランド語 (商標規則第11条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (工業所有権法第153条)
	⑬グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 公又は公認の内外国における博覧会における展示日か(工業所有権法第125条) (2) 出願日は、その商標を付した商品を博覧会において展示した日に遡及する。 (工業所有権法第126条)
	⑭不登録対象	(1) 商標を構成することができない標識 (2) 十分な識別力がない標識 (3) 取引において商品若しくはサービスを識別できない標識 (4) 取引において商品の種類、原産地、品質、数量、価格、意図する目的、製造方法、組成、機能若しくは有用性を指摘するために供される要素からもつばら又は主として構成される標識 (5) 現在の言語において通例となった標識、及び公正で確立された事業慣行において使用される標識 (6) 使用が第三者の個人的若しくは経済的権利を侵害する標識 (7) 法律、公の秩序若しくは道徳に反する標識 (8) 特に商品の性質、特徴若しくは地理的原産地に関して公衆の誤認を生じさせるおそれがある標識 (9) 特許庁に悪意で登録出願された標識 (10) 登録出願人が、ポーランド共和国の名称若しくは略称又は記章、ポーランドのナショナルカラー若しくは国歌、又はホイボード、都市若しくは共同体の名称若しくは紋章、又は軍隊、民兵組織若しくは警察の勲章、ポーランドの装飾、褒賞若しくはメダルの複製、勲章若しくは記章、又はその他の公式に若しくは一般的に使用される徽章及びメダルであって、特に当該機関の活動が国家の全域若しくは当該地域の大部分に拡大する、きわめて重要な公共の利益に関する活動を行う政府の行政機関、地方自治体若しくは社会的機関の名称若しくは略称を組み込んだ標識 (11) 標識の性質に関して公衆の誤認を生じさせるおそれがある場合に限り、取引での使用が認められている公式に承認された標識を組み込んだ標識

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)</p>	
		<p>(12) 国際協定によって標識の登録が禁止されている場合、他国若しくは国際組織の略称、紋章、旗又は表象を組み込んだ標識、及び他国で採用されている管理及び保証を表示する公式標識若しくはホールマーク</p> <p>(13) 特に宗教的、愛国的又は文化的性質の表象などであって、宗教的感情、愛国的意識又は国家的伝統を害する場合に、その要素を組み込んだ標識</p> <p>(14) 性質のみによって決定される、技術的成果を取得するために要求される、又は商品に実質的価値を与える、商品若しくはその包装の形状又はその他の特徴を構成する標識</p> <p>(15) ワイン若しくは蒸留酒が表示で記載されている場所を原産地としていない、地理的表示を含む、ワイン若しくは蒸留酒のために意図された標識</p> <p>(17) 商品を産出する地域、地方若しくは産地を文字どおり真実に表示しているが、商品が特定の商品で有名な他の地域を原産地とする虚偽表示をしているために、公衆の誤認を生じさせる性質を有する、地理的要素を含む標章</p> <p>(17) 同一種類の商品について登録されている地理的表示と類似する商標</p> <p>(18) 出願日若しくは優先日前に他の当事者の商品若しくはサービスの商標として周知であり、使用されていた商標と同一若しくは類似の商標</p> <p>(19) ポーランドにおいて有効な登録が終了してから2年を超えない、先登録商標と類似の商標</p> <p>(20) 同一の商品若しくはサービスについて、ポーランドにおいて又はポーランドで有効な、既に登録された商標、又は登録出願された商標</p> <p>(21) ポーランドにおいて又はポーランドで有効な、既に登録された商標又は登録出願された商標(ただし登録されることを条件とする)と、同一又は類似の商品若しくはサービスを含む商標と、同一又は類似の商標</p> <p>(22) 商標が登録又は出願されている商品若しくはサービスに関係なく、ポーランドにおいて又はポーランドで有効な既に登録されている、又は、他人によって先の優先権に基づきポーランドにおいて又はポーランドで有効な登録が出願されている、ポーランドにおいて名声を有する商標と同一又は類似の商標</p> <p>(23) 商品若しくはサービスに関係なく、周知商標と同一若しくは類似の商標であって、後の商標が正当な理由なく周知商標の識別力若しくは名声に不利益となる又は不利益を与える場合 (工業所有権法第129条、第131条、第132条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	(工業所有権法第132条(2)(iii)、第165条、第301条)
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。商標の出願は、商標保護の権利付与のための法定要件について審査される。	(工業所有権法第145条、第147条(1))
⑲審査請求制度の有無	無。	(工業所有権法第145条)
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	(工業所有権法第145条)
㉑出願公開制度の有無	有。商標の出願は、出願日から3月経過後に公開される。	(工業所有権法第143条)
㉒異議申立制度の有無	有。何人も、登録の公告日から6月以内に異議申立を行うことができる。	(工業所有権法第246条)
㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、商標の無効審判を請求することができる。	(工業所有権法第164条)
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録後、継続して5年間の商標の不使は不使用取消の対象となる。	(工業所有権法第169条(1)(i))
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	

①国名	Republic of Poland (PL) (ポーランド共和国)																			
	②⑥図形要素の分類	無。																		
	②⑦譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 (工業所有権法第162条)																		
	②⑧費用 単位 PLN (ポーランド・ズロチ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="545 474 1513 703"> <tr> <td>紙出願料(3クラスまで)</td> <td>550 PLN</td> </tr> <tr> <td>3クラス超える各クラスにつき</td> <td>120 PLN</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>100 PLN</td> </tr> <tr> <td>電子出願料(3クラスまで)</td> <td>500 PLN</td> </tr> <tr> <td>3クラス超える各クラスにつき</td> <td>120 PLN</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>100 PLN</td> </tr> </table> <p>付与公告料 90 PLN</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="545 833 1513 936"> <tr> <td>存続期間更新出願料</td> <td>200 PLN</td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料(3クラスまで)</td> <td>400 PLN</td> </tr> <tr> <td>3クラス超える各クラスにつき</td> <td>450 PLN</td> </tr> </table>	紙出願料(3クラスまで)	550 PLN	3クラス超える各クラスにつき	120 PLN	優先権主張料	100 PLN	電子出願料(3クラスまで)	500 PLN	3クラス超える各クラスにつき	120 PLN	優先権主張料	100 PLN	存続期間更新出願料	200 PLN	存続期間更新料(3クラスまで)	400 PLN	3クラス超える各クラスにつき	450 PLN
紙出願料(3クラスまで)	550 PLN																			
3クラス超える各クラスにつき	120 PLN																			
優先権主張料	100 PLN																			
電子出願料(3クラスまで)	500 PLN																			
3クラス超える各クラスにつき	120 PLN																			
優先権主張料	100 PLN																			
存続期間更新出願料	200 PLN																			
存続期間更新料(3クラスまで)	400 PLN																			
3クラス超える各クラスにつき	450 PLN																			
	②⑨料金減免措置の有無	出願を電子出願により行なう場合には、出願料が減免される。																		